

国会
21/2004/QH11

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
ハノイ 2004年6月24日

ベトナム破産法

2001年12月25日ベトナム社会主義共和国第10期国会の第10会期において可決された決議No51/2001/QH10により改正、補足された1992年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、本法は企業、合作社の破産に関する諸規定を定める。

第1章 総則

第1条 権限範囲

本法は、破産手続開始の条件及び申立てを規定し、財産に関する義務及び破産手続における財産保全措置の決定、事業更生条件及びその手続、財産処分手続及び破産宣告・破産手続開始の申立て人、破産宣告を申し立てられた企業及び合作社、並びに破産申立解決者の権限、義務及び責任を規定する。

第2条 適用対象

1. 本法は法律規定に基づいて設立され営業する企業、合作社及び合作社連合（以降、合作社という）に適用される。
2. 政府は国防、治安に直接に服務する特別企業及び必須公益品、役務を常時直接提供する金融、銀行、保険、その他の分野の企業及び合作社のリスト並びにそれらの企業に対する本法の適用を具体的に規定する。

第3条 破産状態に陥った企業及び合作社

債権者が弁済期到来の債務弁済を請求したときにそれを弁済する能力がない企業及び合作社は破産状態に陥ったとみなされる。

第4条 破産法の効力

1. ベトナム社会主義共和国の領土で活動する企業及び合作社の破産処理は、破産法及び他の法律規定を適用する。ただし、ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟した国際条約に別途規定があればこの限りではない。
2. 破産法の規定と他の法律の規定に同一問題に関して相違があった場合、破産法の規定を適用する。

第5条 破産手続

1. 破産状態に陥った企業及び合作社に対して適用される破産手続は以下のとおりである。
a) 破産手続開始の申立て及び破産手続の開始
b) 営業活動の更生手続
c) 財産、債務の処分手続
d) 企業、合作社の破産宣告
2. 破産手続開始の決定後、本法の具体的規定に基づいて裁判官は本条1項(b), (c)の規定のいずれかを適用するか、営業活動更生手続適用から財産処分手続適用への変更、あるいは企業、合作社の破産宣告を決定する。

第6条 用語の解釈

本法の用語は以下のように解釈される。
1. 「担保付き債権者」とは、企業、合作社又は第三者の財産で担保された債権を有する者をいう。

2. 「一部担保付き債権者」とは、企業、合作社又は第三者の財産で担保されているが、その担保財産の価値が債権者の債権より少ない者をいう。
3. 「無担保債権者」とは、企業、合作社、又は第三者の財産で担保されていない債権を有する者をいう。
4. 「企業、合作社の合法代理人」とは、法律規定に基づく代理人又は企業、合作社より授權された者をいう。
5. 「双務契約」とは、契約締結に参加する当事者の双方が相互に権利及び義務を有し、一方の当事者の権利が他方の当事者の義務であり、かつ反対の場合である契約をいう。

第7条 管轄裁判所の権限

1. ディストリクト、区、町及び省を管轄する人民裁判所（以降ディストリクト級の人民裁判所という）は、各地区的ディストリクト級営業登記所で営業登記を有する合作社に対する破産手続を行う権限を有する。
2. 省及び中央政府直轄の都市を管轄する人民裁判所（以降省級の裁判所という）は、各地区的省級営業登記所で営業登記を有する企業及び合作社に対する破産手続を行う権限を有する。
必要であれば、省級の人民裁判所はディストリクト級の人民裁判所の管轄下にある企業の破産手続を行うことができる。
3. 外国投資企業がベトナムにおいて本営業所を有する地区を管轄する省級人民裁判所は、当外国投資企業に対する破産手続を行う権限を有する。

第8条 破産手続の担当裁判官の任務及び権限

1. ディストリクト級の人民裁判所での破産手続の遂行は一人の裁判官が担当し、省級の裁判所による手続の遂行は一人の裁判官又は三人の裁判官から構成される裁判官班が担当する。
2. 破産手続が三人の裁判官班によって行われる場合、裁判官の一人が主任となる。
裁判官班の業務規則は最高人民裁判所長官によって定められる。
3. 裁判官又は裁判官班（以降裁判官という）は破産手続を監視、遂行する任務、権限を有する。破産手続を行う過程において犯罪の兆候を発見したとき、裁判官は刑事案件立件検討のために資料（謄本）を同級の人民検察院に送達するとともに、本法の規定に基づいて破産手続を継続する。
4. 裁判官は自らの任務・権限行使に関して裁判所長及び法律に対し
責任を負う。

第9条 管財班

1. 裁判官は破産手続開始の決定を下すとともに破産状態に陥った企業及び合作社の財産を管理、処分する任務を果たす管財班設立を決定する。
2. 管財班は以下のメンバーによって編制される。
a) 管財班長である同級の判決執行部の執行員1名

- b) 裁判所の職員 1 名
 - c) 債権者の代表 1 名
 - d) 破産手続を開始された企業、合作社の合法的な代理人
 - e) 必要に応じて労働組合の代表、労働者の代表、専門機関の代表の管財班への参加を裁判官が認めることがある。
3. 本法、民事判決執行に関する法律及び他の関連法律規定に基づき、政府は最高人民裁判所との合意後、管財班の組織及び活動に関する規則を交付する。

第 10 条 管財班の任務、権限及び責任

- 1. 管財班は以下の任務・権限を有する。
 - a) 企業、合作社の利用可能な財産の一覧表を作成する。
 - b) 企業、合作社の財産使用を監視、検討する。
 - c) 必要に応じて、企業、合作社の財産を保全するために仮緊急措置の適用を裁判官に対して提起する。
 - d) 企業、合作社の債権者とその債権額、債務者とその債務額の名簿を作成する。
 - e) 処分手続の適用を受ける企業、合作社の財産、書類、会計帳簿及び印章を回収・管理する。
 - f) 裁判官の決定に基づいて財産配当計画を実行する。
 - g) 処分手続の適用を受ける企業、合作社が、本法 43 条 1 項に規定する場合において不法に売却あるいは移転した財産、財産の価値又は財産の価値の差額を発見し、裁判官に対してその回収を決定するように提案する。
 - h) 処分手続の適用を受ける企業、合作社の財産競売に関する裁判官の決定を競売に関する法律の規定に従って厳格に執行する。
 - i) 企業、合作社の債権回収及び財産競売から得られた金額を新規銀行口座に預ける。
 - j) 破産手続を行う過程において裁判官のその他の決定を執行する。
- 2. 管財班は民事判決執行に関する法律規定、その他の関連法律規定に基づき、本条第 1 項(e)(f)(g)(h)(j)が規定する任務及び権限を遂行し、自らの任務・権限行使に関し、法律に対して責任を負う。

第 11 条 管財班班長の任務・権限及び責任

- 1. 管財班班長は以下の任務・権限を有する。
 - a) 本法 10 条が規定する任務を遂行し権力を行使する際に、管財班を管理する。
 - b) 必要に応じて処分手続の適用を受ける企業、合作社の債権回収と財産競売から得た金を預けるため新規銀行口座を開設する。
 - c) 裁判官の決定を履行する。
- 2. 管財班班長は自らの任務・権限行使に関し、法律に対して責任を負う。

第 12 条 破産手続遂行過程における法律遵守の監視

人民検察院は本法及び人民検察院組織法の規定に基づいて、破産手続の遂行過程における法律遵守を監視する。

第 2 章 破産手続開始の申立てと申立書受理

第 13 条 債権者の破産手続開始申立権利

- 1. 企業、合作社が破産状態に陥っているのを発見した際、無担保債権者又は一部担保債権者は全員当該企業、合作社に対する破産手続の開始を申し立てる権利がある。
- 2. 申立書には以下の主要内容を記入しなければならない。
 - a) 申立の年月日
 - b) 申立人の氏名、住所
 - c) 破産状態に陥った企業、合作社の名称、住所

- d) 企業、合作社が弁済していない弁済期到来の無担保債権又は一部担保付き債権
 - e) 弁済催促の経過
 - f) 破産手続の開始を申し立てる根拠
3. 破産手続開始の申立書は本法 7 条が定める管轄裁判所に提出されなければならない。

第 14 条 労働者の破産手続開始申立権利

- 1. 企業、合作社が労働者に給与又は労働者に対する債務を支払いできず、破産状態に陥っていると思われる場合、労働者は代理人を任命し又は労働組合の代理人を通じて当該企業、合作社に対する破産手続開始を申し立てる。

労働者の代理人は企業、合作社の労働者の過半数の無記名投票又は署名を得た際に合法的に任命される。数多くの部門で構成される大企業又は大規模合作社の場合、労働者の代理人は各部門の代表者の過半数の票を獲得して合法的に任命される。
- 2. 申立書には以下の内容を記入しなければならない。
 - a) 申立の年月日
 - b) 申立人の氏名、住所
 - c) 破産状態に陥った企業、合作社の名称、住所
 - d) 企業、合作社が給与を支払っていない月数とその総額及びその他労働者に支払われていない金額
 - e) 破産手続開始申立の根拠
- 3. 申立書は本法 7 条が定める管轄権のある裁判所に送付されなければならない。
- 4. 申立書を提出した後、労働者の代理人又は労働組合の代理人が債権者とみなされる。

第 15 条 破産状態に陥った企業、合作社の破産手続開始の申立義務

- 1. 企業、合作社が破産状態に陥ったことを発見した場合、当該企業主又は企業、合作社の合法代理人はその企業、合作社に対する破産手続開始を申し立てる義務を負う。
- 2. 申立書には以下の主要内容を記入しなければならない。
 - a) 申立の年月日
 - b) 企業、合作社の名称、住所
 - c) 破産手続開始を申し立てる根拠
- 3. 破産手続開始の申立書は本法 7 条が定める管轄裁判所に送達しなければならない。
- 4. 申立書に以下の書類や資料を添付しなければならない。
 - a) 企業、合作社の支払い不能に関する原因、状況を明記した営業活動報告書。法律によって会計監査が必要とされる株式会社である企業の場合、財務報告書は独立した会計監査機関に承認されなければならない。
 - b) 企業、合作社が対策を取ったにもかかわらず弁済期到来の債務弁済不能状態を克服できなかった措置に関する報告書
 - c) 企業、合作社の資産と有形資産の所在地に関する詳細な名簿
 - d) 企業、合作社の債権者の名簿。その中に債権者の氏名、住所、口座番号、弁済期到来の担保付き及び無担保債権、弁済期が到来していない担保付き及び無担保の債権を明記する。
 - e) 企業、合作社の債務者の名簿。その中に債務者の氏名、住所、口座番号、弁済期到来の担保付き及び無担保債務、弁済期が到来していない担保付き及び無担保の債務を明記する。
 - f) 債務者である企業が企業の債務に連帯責任を負うメンバーを有する企業である場合、当該メンバーの氏名、住所を記入した名簿。
 - g) 裁判所が法律に基づいて企業、合作社に対して提供を求める他の資料。
- 5. 破産状態に陥った企業、合作者を発見後 3 か月以内に当該企業主又は企業、合作社の合法代理人がその企業、合作社に対

する破産手続開始を申し立てない場合、当該企業主又は代理人は法律の規定により責任を負う。

第 16 条 国営企業主の申立権利

1. 国営企業が破産状態に陥っているにもかかわらず破産手続開始の申立てをする義務履行を拒否するのを発見した際、当該企業主の代理人はその企業に対する破産手続開始を申し立てる権利がある。
2. 破産手続申立書及びその添付書類、資料は本法 15 条の規定を遵守する。

第 17 条 株主の申立権利

1. 破産状態に陥った株式会社を発見した際、その株主は当該企業の設立綱領に基づき、株式会社に対する破産手続開始を申し立てる権利を有する。会社の設立綱領にそのような規定がない場合、申立ては株主総会の決議に基づき実施される。設立要綱に当該規定がなく株主総会も開催できない場合、20 パーセントを超える普通株を少なくとも 6 か月以上有する株主は、当該株式会社に対する破産手続開始を申し立てる権利を有する。
2. 破産手続開始申立書及びその添付書類、資料は本法 15 条の規定を遵守する。ただし、15 条第 4 項(d)(e)(f)が規定する書類、資料を除く。

第 18 条 合名構成員の申立権利

1. 破産状態に陥った合名会社を発見した際、合名構成員はその合名会社に対する破産手続開始を申し立てる権利がある。
2. 破産手続申立書及びその添付書類、資料は本法 15 条の規定を遵守する。

第 19 条 破産手続開始の申立人の義務・責任

1. 本法 13 条から 18 条において規定された破産手続開始の申立人は、破産手続の過程において裁判所の要請により、法律が定める書類をすべてかつ期限どおりに提供しなければならない。
2. 申立人は破産手続開始の申立てにおいて客觀性がないために企業、合作社の名誉、威信、営業活動に悪影響を与えた場合、又は申立てに虚偽がある場合、その性質、程度により、懲戒処分、行政処分、刑事責任の追及を受ける。また、損害を与えた場合には、法律規定により賠償責任を負う。

第 20 条 破産状態の企業、合作社への通知

1. 裁判所、人民検察院、国家監査院、資本管理局、会計監査機関、国家企業主でないが企業設立を決定した機関は自らの機能、任務を遂行する際、破産状態に陥った企業、合作社を発見した場合、破産手続開始を申し立てる権利者に対して破産手続開始の申立てを検討するよう文書にて通知をする。
2. 通知機関はその通知の正確性について責任を負う。

第 21 条 破産費用及び破産費用の予納

1. 破産費用は破産手続を行うための費用である。裁判所は裁判費用、料金に関する法律規定に基き、事件毎に破産費用額を決定する。
2. 破産手続開始の申立人は裁判所決定により破産費用を予納しなければならない。ただし、申立人が、本法 14 条が定める労働者である場合はこの限りでない。
3. 以下の場合には破産費用は国家予算から予納される。
 - a) 破産費用の予納義務を負わない破産手続開始の申立人
 - b) 破産費用の予納義務を負うが予納する現金がなく、他の財産がある破産手続開始の申立人

上記の破産費用の予納金は破産状態に陥った企業、合作社の財産から国家予算に返還される。

第 22 条 破産手続開始申立書の受理

1. 破産手続開始申立書を受け取った後、申立書の修正又は補足資料の提出が必要であると認めた場合、裁判所は裁判所の要求を受取った日より 10 日以内に申立書を修正、補足するよう申立人に対して求める。

2. 破産手続開始の申立人が破産費用の予納の領収書を提出した日より裁判所は破産手続開始の申立書を受理する。申立人が破産費用の予納義務を負わない場合、申立書を受理した日は裁判所が申立書を受取った日である。裁判所は申立人に申立書を受理した通知書を発給する。

第 23 条 破産手続開始申立書の受理の通知

1. 申立人が破産状態に陥った企業の所有者、又はそのような企業合作社の合法代理人でない場合、裁判所は申立書を受理した日より 5 日以内に当該企業、合作社に通知しなければならない。
2. 裁判所の通知を受け取った日より 15 日以内に、企業、合作社は本法 15 条 4 項に規定される関係書類を裁判所に提出しなければならない。破産状態に陥った企業、合作社が他人の保証人である場合、その企業、合作社は裁判所の通知を受け取った日より 5 日以内に破産手続開始を申し立てられたことを利害関係者に通知しなければならない。

第 24 条 申立書の返却

- 裁判所は以下の場合に破産手続開始の申立書返却を決定する。
1. 申立人が裁判所の決めた期間に破産費用を予納していない。
 2. 申立人が破産手続開始を申し立てる権利を有しない。
 3. 破産手続にある企業、合作社に対する破産手続が他の裁判所で行われている。
 4. 企業、合作社に対する破産手続開始の申立てには、客觀性がないために企業、合作社の名誉、威信、営業活動に悪影響を与えた、あるいは破産手続開始の申立てに虚偽があるという明確な根拠がある。
 5. 企業、合作社は破産状態にないと証明できる。

第 25 条 破産手続開始の申立書返却に対する不服申立て

1. 裁判所が破産手続開始の申立書を返却した日より 10 日以内に申立人はその裁判所の所長に不服を申し立てる権利を有する。
2. 破産手続開始の申立書返却に係る不服申立書を受け取った日より 7 日以内に、裁判所長は以下のいずれかを決定しなければならない。
 - a) 破産手続開始の申立書の返却決定を支持する。
 - b) 破産手続開始の申立書の返却決定を破棄し、本法規定に基づいて申立書を受理する。

第 26 条 他の裁判所への移送、管轄権争いの処理

1. 破産手続開始の申立書を受理した後、当該事件が当裁判所の管轄外であると認めたとき、裁判所は当該事件を管轄権のある裁判所へ移送し、申立人にその旨を通知する。
2. 同省に属するディストリクト級の各裁判所間の管轄権争いは、省級の裁判所長官によって解決される。

異なる省に属するディストリクト級の裁判所間、又は省級の裁判所間の管轄権争いは最高裁判所長官によって解決される。

第 27 条 破産状態に陥った企業、合作社の財産義務の履行に関する申立処理の一時中断

裁判所が破産手続開始の申立書を受理した日より、破産状態に陥った企業、合作社の財産義務の履行に関する以下の申立処理は一時中断される。

1. 判決債務者である企業、合作社の財産に係る民事判決執行
2. 企業、合作社の財産義務の履行に関する事件の解決
3. 裁判所が認めた場合を除き、企業、合作社の担保付債権者に対する担保付財産の処理

第28条 破産手続開始・無開始の決定

1. 破産手続開始の申立書を受理した日より 30 日以内に、裁判所は破産手続を開始、又は開始しないという決定をしなければならない。
2. 企業、合作社が破産状態に陥ったことを証明する根拠があるとき、裁判所は破産手続開始を決定する。必要ならば、破産手続開始の決定をする前に、裁判所は破産手続開始申立人、又は破産手続開始を申し立てられている企業の所有者、企業、合作社の合法代理人、関係者、関係機関を召集し、当該企業、合作社が破産状態に陥っていることを証明する根拠を検討、検査する。
3. 破産手続開始の決定には次の主要な内容を含まなければならぬ:
 - a) 決定の年月日
 - b) 管轄裁判所の名称、破産手続を担当する裁判官の氏名
 - c) 破産手続開始の申立書の受理年月日と受理番号、申立人の氏名、住所
 - d) 破産状態に陥った企業、合作社の名称、住所
 - e) 債権者の申告時間と場所、申告がない場合の法的効果
4. 企業、合作社が破産状態に陥っていないと認めたとき、裁判所は破産手続を開始しない決定をする。

第29条 破産手続開始決定の通知

1. 裁判所の破産手続開始決定は、破産状態に陥った企業、合作社、同級の人民検察院に送達され、当該企業、合作社の本社の所在地にある地方新聞及び全国新聞に3回連続して掲載されなければならない。
2. 裁判所の破産手続開始決定は破産状態に陥った企業、合作社の債権者、債務者に通知しなければならない。
3. 本条1項、2項で規定されている破産手続開始決定は、決定後7日以内に送達、通知されなければならない。

第30条 破産手続開始決定後の企業、合作社の営業活動

1. 破産手続開始決定を受けた後、企業、合作社は通常の営業活動を行うが、裁判官及び管財班の監視及び検査を受ける。
2. 企業、合作社の経営管理者に経営能力がない、又はその営業活動の継続が企業、合作社の財産保全に不利であると認めた場合、裁判官は債権者の要請に基づいて当該企業、合作社の営業活動の管理経営者を任命する。

第31条 禁止又は制限される活動

1. 破産手続開始の決定を受取った日より企業、合作社に対して以下の行為を厳禁する。
 - a) 財産を隠匿、逃散すること
 - b) 無担保債権を弁済すること
 - c) 債権の放棄又は削減
 - d) 無担保債権に企業の資産で担保を設定すること
2. 破産手続開始を決定した後、企業、合作社が以下の行為を行なう際には裁判官が書面で認可しなければならない。
 - a) 財産を質入、抵当権設定、譲渡、売却、贈与、賃貸すること
 - b) 譲渡契約による財産を受け渡すこと
 - c) 確定契約履行を終了すること
 - d) 借金をすること
 - e) 株式を売却、交換し、又は企業の財産所有権を移転すること
 - f) 企業、合作社の営業活動によって新たに生じた債務を弁済し、企業、合作社の労働者に給料を支払うこと

第32条 破産手続無開始決定に対する不服申立て

1. 破産手続無開始決定は、裁判所によって破産手続開始の申立人に送達される。破産手続無開始決定を受取った日より7日

以内に、申立人はその裁判所所長に不服申立てをする権利を有する。

2. 破産手続無開始決定に対する不服申立てを受取った日より5日間以内に、その裁判所の所長は以下のいずれかの決定をしなければならない。
 - a) 破産手続無開始の決定を支持する。
 - b) 破産手続無開始の決定を破棄し、破産手続開始を決定する。

第3章 財産義務

第33条 財産義務の確定

破産状態に陥った企業、合作社の財産義務は以下のとおり確定される。

1. 裁判所が破産手続開始の申立書を受理する前に確立された無担保財産義務の履行に関する企業、合作社への請求
2. 裁判所が破産手続開始の申立書を受理する前に確立され、優先弁済権が放棄された担保付財産義務の履行に関する企業、合作社への請求

第34条 弁済期末到来債務の処理

裁判所が企業、合作社に対する処分手続開始を決定した場合、処分手続開始時点での弁済期末到来の債務は到来債務として処理されるが、未到来期間に対する金利を計算してはならない。

第35条 抵当財産又は質財産に担保される債務処理

裁判官が企業、合作社に対して処分手続開始を決定した場合、裁判所が破産手続開始申立書を受理する前に確立された抵当財産又は質財産に担保される債権の債権者は、当該担保財産から優先弁済を受ける権利がある。抵当財産又は質財産の総額が担保付き債務弁済を満たさない場合、未弁済分は企業、合作社の財産処分過程で弁済される。抵当財産又は質財産の総額が担保付き債務弁済を上回る場合、差額は企業、合作社の残存財産に組み入れる。

第36条 国家への財産返還

営業活動更生のために国家によって特別措置を適用されたにもかかわらず更生できず、処分手続が適用される企業は、本法37条の規定に基づいて財産を配当する前に特別措置の対象であった財産の価値を国家に返還しなければならない。

第37条 財産の配当順位

1. 裁判官が企業、合作社に対して処分手続開始を決定した場合、財産の配当は以下の優先順位で行われる。
 - a) 破産費用
 - b) 未払給与、退職金、法定社会保険金、労働協約や労働契約で定められたその他の権利
 - c) 債権表で確定した無担保債権の弁済は以下のとおりである。
企業、合作社の現存財産の総額が債権者の債権を満たすときは、各債権者は自己の債権額の弁済を受ける。
企業、合作社の現存財産の総額が債権者の債権を満たさないときは、各債権者は自己の債権額に比例する率で弁済を受ける。
 - d) 本条1項が規定する債権者の債権をすべて弁済した後、企業、合作社の財産に余りがあるときは次の者に帰属する。
 - a) 合作社の場合はその社員
 - b) 民間企業の場合はその所有者
 - c) 会社の場合はその構成員、株式会社の場合は株主
 - d) 国営企業の所有者
 3. 企業、合作社の営業活動の更生手続開始を決定する場合、各当事者が別に合意した場合を除き、精算手続も本条1項に規定された順位に基づいて遂行する。

第38条 非金銭義務の価値特定

義務対象が金銭でない場合は、当局又は企業、合作社の請求に基づき、裁判所は破産手続開始を決定した時点における当該義務の価値を金銭で特定し、当該金銭価値を企業、合作社の財産義務に組み入れる。

第39条 連帶義務又は保証における財産義務

1. ある債務に関して複数の企業、合作社が連帶義務を有し、その中の一社ないし全社が破産状態に陥った場合には、法律規定に基づき、債権者は連帶義務を有するいづれの企業、合作社に対しても、債権弁済を請求する権利がある。
2. 保証人が破産状態に陥った場合、保証を受けた人は保証人に対して財産義務を履行しなければならない。
3. 保証を受けた人ないし保証人及び保証を受けた人が共に破産状態に陥った場合、保証人は保証を受けた人に対して財産義務を履行しなければならない。

第40条 処分手続を適用された企業、合作社が借りた、又はリースした財産の返還

1. 裁判所が処分手続開始を決定した日より30日以内に、処分手続を適用された企業、合作社に営業活動のため貸した、又はリースした財産の所有主は、自己財産を取り戻すために、管財班班長に所有権証明書あるいは貸し又はリース契約書を提出しなければならない。紛争がある場合には裁判所に法律規定に基づいて処理を申し立てる。
2. 処分手続を適用された企業、合作社がリース期間終了前にリース料全額を払った場合、所有主は管財班班長が企業、合作社の財産に充当できるよう残存期間のリース料を返還して初めて財産を取り戻すことができる。
3. 取り戻す権利のある財産が処分手続を適用された企業、合作社によって第三者に譲渡された場合、その所有者は当該財産を担保付財産として賠償を申し立てる権利を有する。

第41条 財産返還請求の禁止

裁判所が破産手続開始の申立書を受理する前に義務履行の担保として企業、合作社に対して財産を引き渡した個人、組織は、破産状態に陥った当該企業、合作社に対し財産の返還を請求してはいけない。

第42条 売却した商品の返還請求

売り手が破産状態に陥った買い手の企業、合作社に商品を既に送ったのにもかかわらず代金支払いを受け取っておらず、買い手も商品をまだ受取っていないかった場合、売り手は当該商品の返品を請求することができる。

第4章 財産保全措置

第43条 取引の無効

1. 裁判所が破産手続開始の申立書を受理する以前の3か月以内に履行された、破産状態に陥った企業、合作社の以下の取引は無効とする。
 - a) 他人への動産又は不動産の贈与
 - b) 企業、合作社の義務が他方の当事者の義務よりも明らかに大きい双務契約の清算。
 - c) 弁済期未到来の債務の弁済
 - d) 債務に対する財産の抵当又は質入れ
 - e) 企業、合作社の財産を隠匿、逃散するためのその他の取引

2. 本条1項に規定した取引が無効と宣告された場合、回収された財産は企業、合作社の財産に組み入れる。

第44条 裁判所への取引無効の申立権利

1. 裁判所が破産手続を遂行する過程において、無担保債権者、管財班は本法43条1項に定めた企業、合作社の取引の無効を申し立てる権利がある。
2. 管財班班長は企業、合作社の財産を回収するために、企業、合作社の取引無効を宣告した裁判所の決定を執行する責任を負う。

第45条 契約履行の中止

1. 破産手続の実施過程において、履行最中、又は未だ履行されていない現行契約の中止が企業、合作社に有利であると認める場合、当該契約の履行が中止される。
2. 債権者、破産状態に陥った企業、合作社、管財班班長は裁判所に契約履行の中止を申し立てる権利がある。

第46条 契約履行中止の申立書

1. 裁判所に対する、履行又は未だ履行されていない現行契約の中止の申立書は書面で行い、以下の内容を含まなければならない。
 - a) 申立書の年月日
 - b) 申立人の氏名、住所
 - c) 契約の番号及び契約名；契約締結の年月日
 - d) 企業、合作社の契約の相手当事者
 - e) 契約の具体的な内容
 - f) 契約履行中止の申立ての根拠
2. 申立書を受取った日より5日以内に裁判官が申立書を認めると、契約履行中止を決定する。裁判官が認めないと、それを申立人に通知する。

第47条 契約履行中止による損害精算・賠償

1. 破産状態に陥った企業、合作社が契約により受取った財産が企業、合作社の総財産の中に存在している場合、企業、合作社の契約相手は当該財産の返還を請求することができる。当該財産が存在しない場合、契約当事者は無担保債権者としての権利を有する。
2. 契約履行が中止される場合、契約相手は契約履行中止により被った損害に関し無担保債権者としての権利を有する。

第48条 契約履行中止による損害精算・賠償

- 破産状態に陥った企業、合作社、その債権者は、以下の原則に基づいて破産手続開始の決定の前に確立された取引に対して義務を相殺することができる。
1. 契約の両当事者が同種の財産に対し相互に義務を有する場合、義務履行期限が到来したときに相互義務を履行する必要がなく、法律に別途規定がある場合を除き、当該相互義務は終了したとみなされる。
 2. 財産の価値又は仕事が相互に相当しない場合、各当事者は価値の較差を清算する。
 3. 金銭で価値を確定されたものも、金銭返済義務を清算することができる。

第49条 破産状態に陥った企業、合作社の財産

1. 企業、合作社の財産は以下のとおりである。
 - a) 裁判所が破産手続開始申立書を受理した時点における企業、合作社の財産権及び全財産
 - b) 裁判所が破産手続開始申立書を受理した時点以前に行われた取引による事後取得の利益、財産、財産にかかる企業、合作社の権利

- c) 企業、合作社の義務履行の担保物である財産。清算の場合には、担保物が担保付債権者に弁済される。担保物の価値が担保付き債権額を超える場合、担保物の価値の差額は企業、合作社の財産に属する。
 - d) 企業、合作社の土地使用権の価値は土地法の規定に基づき決定される。
2. 破産状態に陥った民間企業又は共同経営者の財産は本条1項に規定された財産及び営業活動で直接使用されない民間企業又はその共同経営者の財産からなる。民間企業又は共同経営者に共同財産に属する財産がある場合、その財産分は民法その他の関連法律規定に基づいて配当される。

第 50 条 財産状態に陥った企業、合作社の財産目録

1. 破産手続開始の決定を受けた日から 30 日以内に、破産状態に陥った企業、合作社は裁判所に申告した一覧表に基づいて全財産の目録表の作成と当該財産の評価を行わなければならない。更に時間を要すると思われる場合、期間延長申請を文書で裁判官に提出するが、延長期間は 30 日、申請回数は 2 回を超えてはならない。
2. 評価された財産目録表は破産手続を遂行する裁判所に直ちに送られなければならない。
3. 本条1項の規定に基づき企業、合作社が作成した財産目録表及びその評価が不正確であると認められる場合、管財班は当該企業、合作社の財産の一部又は全部の目録を再度作成、再評価する。財産の価値は目録表作成時の市場価格に基づき決定される。

第 51 条 弁済請求書の送付

1. 裁判所の破産手続開始決定が新聞紙に掲載された最終日から 60 日以内に、債権者は弁済請求書を裁判所に送付し、請求書には企業、合作社が弁済すべき債権額、弁済期到来及び弁済期未到来の債権、担保付及び無担保の債権を明記しなければならない。弁済請求書には当該債権にかかる証拠を添付する。上記期間内に自己の弁済請求書を裁判所に送付しない債権者は自己の請求権を放棄したとみなされる。
2. 不可抗力ないし客観的な障害がある場合、不可抗力ないし客観的な障害が存在する期間は前項に規定される 60 日の期間に含まれない。

第 52 条 債権者名簿の作成

1. 弁済請求書の送付期間が切れた日から 15 日以内に管財班は債権者とその債権額を記載した名簿の作成を完成しなければならない。名簿には各債権者の債権額、担保の有無、弁済期到来の有無を明記しなければならない。
2. 債権者名簿は、破産手続を遂行する裁判所及び企業、合作社の本社で 10 日間公示されなければならない。この期間において、債権者、破産状態に陥った企業、合作社は裁判所に対して債権者名簿について不服申立てをすることができる。不可抗力ないし客観的な障害がある場合、不可抗力ないし客観的な障害が存在する期間は前項に規定される 10 日の期間に含まれない。
3. 不服申立てを受取った日より 3 日以内に、裁判所は不服申立てを検討し、解決しなければならない。不服申立ての根拠があると認める場合、債権者名簿を修正、補足する。

第 53 条 債務者名簿の作成

1. 管財班は破産状態に陥った企業、合作社の債務者名簿を作成しなければならない。名簿には各債務者の債務額、担保の有無、弁済期到来の有無を明記しなければならない。

2. 債務者名簿は破産手続を遂行する裁判所、企業、合作社の本社で 10 日間公示されなければならない。この期間において、破産状態に陥った企業、合作社、その債務者は裁判所に対して債務者名簿について不服申立てをすることができる。
3. 不服申立てを受取った日より 3 日以内に、裁判所は不服申立てを検討し、解決しなければならない。不服申立てに根拠があると認めた場合、債務者名簿を修正、補足する。

第 54 条 破産状態に陥った企業、合作社の担保取引の登記

破産状態に陥った企業、合作社が未登記の担保付債権を有している場合、管財班班長は法の規定に基づいて直ちに当該の担保取引を登記しなければならない。

第 55 条 仮保全緊急措置の適用

必要な場合、管財班の要請に基づいて、破産手続を担当する裁判官は破産状態に陥った企業、合作社の財産を保全するため下記のいずれかの仮保全緊急措置を決定する。

1. 腐食しやすい商品、使用期限のある商品、期限が過ぎると売却できない商品の売却を認める。
2. 企業、合作社の財産を差し押さえ、封印する。
3. 企業、合作社の口座を封鎖する。
4. 企業、合作社の在庫、資金を封印し、帳簿、関連書類を差し押さえ、管理する。
5. 企業、合作社、個人、その他の組織に対して特定行為を強要、又は禁止する。

第 56 条 仮保全緊急措置適用の決定に対する不服申立て

1. 仮保全緊急措置適用の決定を受けた日より 3 日以内に、仮保全緊急措置適用を受ける者は当該裁判所所長に対して不服申立てをすることができる。
2. 仮保全緊急措置適用の決定に対する不服申立てを受けた日より 3 日以内に裁判所長は以下のいずれかの決定をしなければならない。

- a) 仮保全緊急措置適用の決定を維持する。
- b) 仮保全緊急措置適用の決定の全部又は一部を撤回する。

第 57 条 民事判決執行ないし事件処理の中止

1. 裁判所が破産手続開始を決定した日から、破産状態に陥った判決債務者である企業、合作社の財産にかかる民事判決執行は停止されなければならない。

企業、合作社の財産差押えの判決、決定が執行され法的効果を有したならば、判決債務者は担保債務者又は無担保債務者として企業、合作社の財産から弁済を受ける申立てを裁判所に提出する権利がある。

2. 裁判所が破産手続開始を決定した日から、企業、合作社が当事者となる財産義務にかかる事件処理は中止されなければならない。当該事件処理の中止を決定した裁判所は破産手続を遂行している裁判所に事件の記録を移送しなければならない。

第 58 条 破産手続における中止事件処理

1. 事件処理の中止を決定した裁判所より移送された事件記録を受取った直後、破産手続を遂行している裁判所は、破産状態に陥った企業、合作社が履行しなければならない財産義務ないし相手の当事者が企業、合作社に対して履行しなければならない財産義務を検討、決定しなければならない。
2. 破産状態に陥った企業、合作社が財産義務を履行しなければならない場合、相手の当事者は無担保債務者として企業、合作社の財産に対する弁済請求権がある。
3. 相手の当事者が破産状態に陥った企業、合作社に対して財産義務を履行しなければならない場合、その財産義務に相当する価値を企業、合作社に対して弁済しなければならない。

第 59 条 企業、合作社が口座を有する銀行の義務

裁判所の企業、合作社に対する処分手続適用の決定を受けた日から、企業、合作社が口座を有する銀行に下記の行為を厳禁する。

1. 破産手続の担当裁判官が文書で認めた債務弁済を除いて、企業、合作社のための債務弁済を行うこと。
2. 企業、合作社の銀行に対する借入金の相殺又は清算のための行為を行うこと。

第 60 条 従業員と労働者の義務

1. 破産手続開始決定を受け取った直後、破産状態に陥った企業、合作社はその従業員と労働者にその旨を公開通知しなければならない。

2. 公開通知を受けたときから従業員と労働者は企業、合作社の財産を守る義務を有し、企業、合作社の財産を隠匿、逃散、秘密譲渡するためのいかなる行為も行ってはいけない。

第 5 章 債権者会議

第 61 条 債権者会議の招集

1. 破産状態に陥った企業、合作社の財産目録表の作成が債権者目録の完成前に終了した場合、債権者目録作成の完成日から 30 日以内に、裁判官は債権者会議を招集しなければならない。企業、合作社の財産目録表が債権者目録の完成後に終了した場合、当該招集期間は企業、合作社の財産目録表の完成日から計算される。

2. 以後の債権者会議は、管財班又は無担保債権の少なくとも 3 分の 1 を代表する債権者の要請に基づいて破産手続の遂行過程の就業日に裁判官によって招集される。

3. 債権者会議の招集状は本法 62 条、63 条に規定される債権者会議に参加する権利者及び参加が義務付けられている者に遅くとも会議の 15 日前に送付されなければならない。招集状に会議の日程、内容及びその他の資料を添付しなければならない。

4. 破産手続の担当裁判官は債権者会議を主宰する。

第 62 条 債権者会議に参加する権利

以下の者は債権者会議に参加する権利を有する。

1. 債権者名簿上の全債権者。債権者は債権者会議に参加することを書面で他人に授権することができる。授権された者は債権者と同じ権利と義務を有する。

2. 労働者から授権された代理人又は労働組合の代理人。この場合、労働者の代理人及び労働組合の代理人は債権者と同じ権利と義務を有する。

3. 破産状態に陥った企業、合作社の代わりに債務を弁済した保証人。この場合、保証人は無担保債権者となる。

第 63 条 債権者会議に参加する義務

1. 本法 15 条、16 条、17 条、18 条に定める破産手続開始の申立人は、債権者会議に参加する義務を負う。債権者集会に出席できない場合、他人に書面で授権しなければならない。授権された人は債権者会議において、授権者と同じ権利と義務を有する。民間企業の所有者が死亡した場合は、その合法相続人が債権者会議に出席する。

2. 破産状態に陥った企業、合作社に債権者会議に出席できる前項に規定された代理人がない場合、破産手続の担当裁判官は債権者会議に参加する企業、合作社の代理人を指名する。

第 64 条 1 回目の債権者会議の内容

1. 1 回目の債権者集会は以下の内容を含む。

- a) 管財班班長は債権者会議にて破産状態に陥った企業、合作社の営業状況、財政状況、財産目録の結果、債権者名簿、債務者名簿、また必要と思われるその他の内容の概要を説明する。
 - b) 企業の所有者又は企業、合作社の合法代理人は、管財班班長が債権者会議で説明した内容について自己の意見、営業活動の再構成にかかる計画、対策、債務の弁済能力、期間を述べる。
 - c) 債権者会議は管財班班長が通知した内容及び企業の所有者、企業、合作社の合法代理人の提案について討論する。
 - d) 債権者会議は決議を可決する。決議は書面で作成され、会議に出席し、無担保債権総額の 3 分の 2 以上を代表する過半数の無担保債権者によって可決されなければならない。債権者会議の決議はすべての債権者を拘束する効力がある。
 - e) 債権者会議が管財班の構成員である債権者の代理人を交代する必要があると認める場合、交代者を選出する。
 - f) 破産状態にある企業、合作社の営業活動を管理、運営する人物の任命決定を裁判官に提案する。
2. 次回の債権者会議を開催する必要がある場合は、破産手続の担当裁判官は本法 61 条 2 項に定める者の要請に基づいてその会議の日程、内容を決定する。

第 65 条 債権者会議の有効条件

債権者会議は以下の条件をすべて満たす場合に限って有効である。

1. 無担保債権の 3 分の 2 以上を代表する過半数の債権者が会議に出席すること。
2. 本法 63 条に定める、債権者会議に参加する義務のある者が出席したこと。

第 66 条 債権者会議の中止

債権者会議は以下の場合において、一回中止することができる。

- a) 会議に出席している債権者が、無担保債権の 3 分の 2 以上を代表する過半数の債権者に満たない場合。
 - b) 会議に出席する無担保債権者の過半数が会議の中止を可決したこと。
 - c) 本条 63 条に定める債権者会議に参加義務のある者が正当な理由で欠席したこと。
2. 裁判官が債権者会議の中止を決定する場合、決定後 30 日以内に裁判官は債権者会議を再招集しなければならない。

第 67 条 債権者会議の参加者の欠席による破産手続遂行の停止

裁判官は以下の場合において破産手続遂行の停止を決定する。

1. 債権者会議が一回中止された後、本法 13 条、14 条に定める破産手続開始の申立人が再招集された債権者会議に出席しない場合。
2. 本法 15、16、17、18 条に定める者のみが破産手続開始を申立てており、本条 63 条に定める債権者会議の参加義務のある者が正当な理由なく欠席した場合。
3. 破産手続開始の申立人が申立てを取下げた場合。本法 13 条から 18 条に定める者が破産手続開始を申立て、そのうちの一人又は一部が申立を取下げる場合、裁判所は破産手続を継続する。

第 6 章 更生手続、処分手続 第 1 節 更生手続

第 68 条 更生手続の適用条件

1. 1回目の債権者会議が営業活動再構築の対策、債務返済計画を可決した場合、裁判官は更生手続適用を決定し、企業、合作社に対してその営業活動更生の提案作成を求める。

2. 債権者会議が決議を可決した日より30日以内に、破産状態に陥った企業、合作社はその営業活動更生の提案を作成し、裁判所に提出しなければならない。立案の期間を延長する必要があると認める場合、書面で裁判官に対して期間延長を請求しなければならない。延長期間は30日を越えてはならない。

上記の期間において、債権者又は企業、合作社の営業活動の更生任務を負う者は全員、企業、合作社の営業活動更生計画案を作成し、裁判所に提出する権利を有する。

第69条 営業活動更生計画の内容

1. 破産状態に陥った企業、合作社の営業活動更生計画案は、営業活動の更生措置、債務弁済の条件、期間及び計画を明記しなければならない。

2. 営業活動の更生措置は以下のものを含む。

- a) 新たな資金の調達
 - b) 製品、事業の転換
 - c) 生産技術の刷新
 - d) 経営陣の再編成、生産性及び生産の質を高めるため製造部を合併、分割
 - e) 債権者に株の売却
 - f) 不必要な財産の売却、リース
 - g) その他の合法的措置
3. 債権者会議開始前又は会議時に、営業活動更生計画案は各当事者の合意により修正、補足することができる。

第70条 債権者会議開催以前の営業活動更生計画案の検討

営業活動更生計画案を受取った日から15日以内に、裁判官は当該草案を検討し、以下のいずれかを決定しなければならない。

- 1. 当該更生計画案を債権者会議で検討、決定するために会議で提示すること。
- 2. 当該案が、本法69条が定める内容を満たしていないと認められる場合、草案の修正、補足を要求すること。

第71条 更生計画案の検討、成立

1. 破産状態に陥った企業、合作社の営業活動更生計画案を債権者会議に提示することを決定した日から10日以内に、裁判官は更生計画案の検討、可決のため債権者会議を招集する。

2. 債権者会議は営業活動更生計画案を検討、討論する。

企業、合作社の営業活動更生計画案は、無担保債権総額の3分の2以上を占める過半数の債権者が可決した場合、成立する。

第72条 更生計画案に関する決議の認可

1. 裁判官は、破産状態に陥った企業、合作社の営業活動更生計画案に関する債権者会議の決議を認可する。この決議は関係当事者全員に対して拘束力がある。

2. 裁判所は、破産状態に陥った企業、合作社及びその債権者に対し、営業活動更生計画案の決議を認可する決定を決定後7日以内に

送達する。

第73条 更生計画実施の監視

1. 破産状態に陥った企業、合作社の営業活動更生計画案に関する債権者会議の決議を裁判所が認めた後、管財班は解散される。

2. 企業、合作社は6か月ごとに自己の更生計画の実施状況に関する報告書を裁判所に送付しなければならない。

3. 債権者は企業、合作社の更生計画の実施状況を監視する義務を負う。

第74条 更生計画の実施期間

破産状態に陥った企業、合作社の更生計画の実施期間は、企業、合作社の営業活動更生計画案に関する債権者会議の決議を認めた裁判所の決定を新聞に掲載した最終日から最長3年である。

第75条 更生計画の修正、補足

1. 更生計画案を実施する過程において、企業、合作社及び債権者は更生計画案の修正、補足について合意する権利を有する。

2. 更生計画案の修正、補足にかかる合意は、無担保債権総額の3分の2以上を占める過半数の債権者が債権者会議で合意したとき認められる。

3. 裁判官は各当事者の合意を認可し、その決定を決定後7日以内に破産状態に陥った企業、合作社及びその債権者に送付する。

第76条 更生手続の中止

1. 裁判官は以下のいずれかの場合において、破産状態に陥った企業、合作社の更生手続の中止を決定する。

a) 企業、合作社が更生計画を実行した場合。

b) 弁済されていない無担保債権総額の3分の2以上を占める過半数の債権者が中止を認めた場合。

2. 本法29条の規定に基づいて裁判所は企業、合作社の更生手続中止の決定を送付、公開しなければならない。

第77条 更生手続中止の法的効果

1. 裁判官が破産状態に陥った企業、合作社の更生手続の中止を決定した場合、その企業、合作社はもはや破産状態にないとみなされる。

2. 本法57条の規定に基づいて民事判決の執行又は事件の処理が中止された場合、破産状態に陥った企業、合作社の更生手続中止決定直後、民事判決の執行ないし事件処理は再開する。更生手続中止を決定した裁判所は、法律規定に基づいて管轄権のある裁判所に事件処理のために事件記録書を返還しなければならない。

第2節 財産処分手続

第78条 特別の場合における財産処分手続開始の決定

経営が赤字である企業が、営業活動更生のために国家により特別措置を適用されたにもかかわらず更生できず、かつ債権者の請求に対し弁済期到来の債務を返済できない場合、裁判所は更生手続適用の検討のために債権者会議を招集することなく、企業の財産処分手続開始を決定する。

第79条 債権者会議が成立できないときの財産処着手続開始決定

裁判官は以下の場合において債権者会議が成立できない場合、財産処着手続開始を決定する。

1. 財産処着手続開始申立人が本法13条、14条に定める場合に属する場合、債権者会議が一回中止された後に企業主又は企業、合作社の合法代理人が正当な理由なく債権者会議に出席しなかつた場合

2. 破産手続開始の申立人が本法15条、16条、17条、18条に定める場合に属する場合、債権者会議が一回中止された後、会議に出席した債権者数が本法65条1項に定める数に満たない場合。

第80条 1回目の債権者会議の決議採択後の財産処着手続開始の決定

1回目の債権者会議が営業活動の再構築対策、債権者に対する債務返済計画に同意する決議を採択し、企業、合作社に対し営業活動更生計画案の作成を請求した後、裁判所は以下のいずれかの場合において企業、合作社の財産処分手続開始を決定する。

1. 本法 68 条 1 項に定める期間内に企業、合作社が自己の営業活動更生計画案を作成できない。
2. 債権者会議が企業、合作社の営業活動更生計画案を可決しない。
3. 関係当事者間に別項の合意がある場合を除き、企業、合作社が自己の更生計画案を適切に実施しなかった、又は実施できない。

第 81 条 財産処分手続開始決定の内容

1. 本法 78 条、79 条、80 条に定める財産処分手続開始決定は以下の主要な内容を含む。
 - a) 決定の年月日
 - b) 破産手続担当裁判所の名称、担当裁判官の氏名
 - c) 財産処分手続を適用される企業、合作社の名称、住所
 - d) 処分手続適用の根拠
 - e) 本法 37 条に定める原則に基づく企業、合作社の財産配当計画案
 - f) 不服申立て、抗議の権利及び不服申立て、抗議の期限
2. 破産状態に陥った企業、合作社の財産処分手続開始の決定は本法 29 条の規定に基づき、裁判所によって送付、公開通知されなければならない。

第 82 条 処分過程における企業、合作社の活動

財産処分手続開始の決定を実施する過程において、管財班の要請に基づいて、裁判官は企業、合作社に対し、その財産処分又は財産増加のために必要な活動を認めることができる。

第 83 条 財産処着手続開始決定に対する不服申立て、抗議

1. 財産処着手続開始決定に対し、破産状態に陥った企業、合作社、債権者は不服申立てをする権利があり、当該決定を下した裁判所と同レベルの人民検察院は抗議する権利を有する。
 2. 企業、合作社の債務者は自己の債務返済義務にかかる部分に関連する財産処分手続開始決定に対して不服申立てをする権利を有する。
 3. 不服申立て、抗議の期間は、財産処着手続開始の決定が新聞に掲載された最終日から 20 日である。
- 不服申立て、抗議の期限から 5 日以内に、企業、合作社の財産処着手続開始を決定した裁判所は、不服申立て、抗議の処理のため、不服申立書、抗議状を添付して破産記録書を直接の上級裁判所に送付しなければならない。

第 84 条 財産処着手続開始決定に対する不服申立て、抗議の処理

1. 不服申立書、抗議状を添付した破産記録書を受取った直後、直接の上級裁判所の所長は、財産処着手続開始決定に対する不服申立て、抗議を処理するために 3 人の裁判官で構成する裁判班を任命する。
2. 破産記録書を受取った日から 60 日以内に、裁判班は財産処着手続開始決定に対する不服申立て、抗議を処理し、以下のいずれかの決定を下す。
 - a) 不服申立て、抗議を却下し、下級裁判所の財産処着手続開始の決定を支持する。
 - b) 下級裁判所の財産処着手続開始決定を修正する。
 - c) 下級裁判所の財産処着手続開始決定を破棄し、本法に基づいて更生手続を継続するため下級裁判所に破産記録書を返還する。

3. 不服申立て、抗議の処分に関する直接の上級裁判所の決定は確定し、決定日から有効である。

第 85 条 財産処分手続の中止

- 裁判官は以下の場合において財産処分手続の中止を決定する。
1. 企業、合作社が財産配当計画を実施するための財産を有していない。
 2. 財産配当計画の実施が完了した。

第 7 章 企業、合作社の破産宣告

第 86 条 企業、合作社の破産宣告決定

裁判官は財産処分手続中止の決定と共に企業、合作社の破産宣告を決定する。

第 87 条 特別な場合の企業、合作社の破産宣告決定

1. 裁判所が定めた破産費用の予納期限後 30 日以内に、破産手続開始を申し立てた企業主又は企業、合作社の合法代理人が破産費用を予納する金品を有していない場合、裁判所は当該企業、合作社の破産宣告を決定する。
2. 関係当事者から破産手続開始申立書及び書類、資料を受理した後、破産状態に陥った企業、合作社が破産費用を支払う財産を有さない場合、又は財産はあるが破産費用を支払うのに十分でない場合、裁判所は企業、合作社の破産宣告を決定する。

第 88 条 企業、合作社の破産宣告決定の内容

企業、合作社の破産宣告決定は以下の主要な内容を含む。

1. 決定の年月日
2. 破産手続担当の裁判所の名称、裁判官の氏名
3. 破産宣告を受ける企業、合作社の名称、住所
4. 破産宣告の根拠
5. 不服申立て、抗議の権利及びその処理の期限
6. 本法 94 条の規定に基づき、企業、合作社が破産宣告をされた後職務に就くことの禁止

第 89 条 企業、合作社の破産宣告の通知

1. 企業、合作社の破産宣告決定の日から 15 日以内に、裁判所は本法 29 条の規定に基づいてこの決定を公開通達しなければならない。
2. 企業、合作社の破産宣告が有効になってから 10 日以内に、裁判所は当該企業、合作社を営業登記簿から抹消するために登記機関に通知する。本法 92 条の規定に基づき、最高裁判所が不服申立て、抗議の処分に関する決定を下す場合、上記期限は 10 日以上 25 日以下である。

第 90 条 破産宣告決定後の財産義務

1. 各当事者に別項の合意があり、又は別項の法律規定がある場合を除き、本法 86 条、87 条に定める企業、合作社の破産宣告決定は、弁済されていない債権者に対する民間企業の企業主、合名会社の構成員の財産義務を免除するものではない。
2. 企業、合作社の破産宣告決定後に生じる財産義務は、民事判決執行に関する法律規定及びその他の関連法律規定に基づき処理される。

第 91 条 企業、合作社の破産宣告決定に対する不服申立て、抗議

1. 企業、合作社の破産宣告決定に対し、本法 29 条に定める人物は不服申立ての権利があり、裁判所と同級の人民検察院は抗議する権利がある。
2. 不服申立て、抗議の期間は、破産宣告の決定が新聞に掲載された最終日から 20 日間である。

企業、合作社の破産宣告を決定した裁判所は、当該決定に対する不服申立て、抗議の検討、処理のため、不服申立書、抗議状を添付した破産記録書を不服申立て、抗議の期限から 5 日以内に直接の上級裁判所に送付しなければならない。

3. 企業、合作社の破産宣告は、前項が定める期限内に不服申立て、抗議を受けなかった場合、その期限が切れる日から有効となる。

第 92 条 破産宣告決定に対する不服申立て、抗議の処理

1. 不服申立書、抗議状を添付した破産記録書を受取った直後、直接の上級裁判所長は破産宣告決定に対する不服申立て、抗議を処理するために 3 人の裁判官で構成される裁判班を任命する。
2. 不服申立書、抗議状を添付した破産記録書を受取った日から 45 日以内に、裁判班は財産処分手続開始決定に対する不服申立て、抗議を処理しなければならず、以下のいずれかの決定をすることができる。
 - a) 不服申立て、抗議を認めず、下級裁判所の破産宣告決定を支持する。
 - b) 下級裁判所の破産宣告決定を破棄し、破産手続を継続するために下級裁判所に破産記録書を返還する。
3. 不服申立て、抗議の処理に関する直接の上級裁判所の決定は確定し、その決定日から法的効力を有する。

第 8 章 違反処分

第 93 条 破産手続実施過程における違反の責任

1. 破産手続の実施過程において違反行為を行った者は、行為の性質、違反程度により、懲戒処分又は行政処分を受け、若しくは刑事責任を追求される。損害が発生した場合、法律規定に基づいて損害賠償を命じられる。
2. 政府は破産手続実施過程中の行政違反行為に対する行政処分及び処分程度を規定する。

第 94 条 企業、合作社の破産宣告後の職務禁止

1. 破産宣告された国営企業の社長、代表取締役及び取締役は、破産宣告された日から他のいかなる国営企業でもこれらの職務に就くことができない。
破産宣告された他の企業の国家資本部分の代理人に任命された人物は、国家資本を有するいかなる企業においても管理職に任命されることはできない。
2. 破産宣告を受けた民間企業の企業主、合名会社の構成員、企業の社長、代表取締役、取締役、理事会役員及び合作社の経営者、経営陣は破産宣告日から 1 年から 3 年の間、企業、合作社を設立することができず、企業、合作社の管理職に就くことができない。
3. 企業、合作社が不可抗力により破産宣告を受けた場合、本条 1 項及び 2 項は適用しない。

第 9 章 施行則

第 95 条 施行効力

1. この法律は 2004 年 10 月 15 日から施行し、1993 年 12 月 30 日に国会が制定した企業倒産法の代わりに施行する。
2. 政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、各職務、権限の範囲内において、この法律の施行を説明、推奨する。

この法律は、2004 年 6 月 15 日に、ベトナム社会主義共和国第 11 期国会の第 5 会期において可決され、成立した。

**国会議長
Nguyen Van An**